

平成 28 年 9 月 27 日

高圧ガス容器の破裂事故が多発しています !

－ 長期停滞容器の早期返却徹底のお願い －

放置容器の破裂

平成 28 年 5 月 13 日朝、長崎市の魚市場で酸素の容器が破裂し、市場の天井パネルが落下、軽トラックが大破し、近くで作業していた 4 名の方がけがをされました。当該容器は、いけすへの供給用として 10 年位前から接続されたままであり、塩水などによる腐食が疑われています。



8 月 21 日には姫路市家島の倉庫で保管中の酸素容器が突然破裂し、火災が発生しました。破裂した容器は 40 年以上前のものであり、少なくとも 10 年以上前に購入された容器が、倉庫に長期に保管されたまま腐食して破裂したものとみられています。

腐食した容器は危険

高圧ガスを容器に充填する場合、容器検査または容器再検査から一定の期限内に充填する必要があります。しかし、長期間滞留した容器は適切に管理されないまま放置されていることが多く、置かれた環境によっては容易に腐食します。この場合、腐食が著しく進んだ容器は高圧ガス保安法第 36 条に定められている危険時の措置及び届出の対象に該当します。



高圧ガス保安法

(危険時の措置及び届出)

第三十六条 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となつたときは、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

容器による貯蔵について

一般高圧ガス保安規則では、**第 18 条第 1 項第 2 号**（貯蔵の方法に係る技術上の基準）、**第 23 条**（容器により貯蔵する場合の技術上の基準）が定められています。特に、一般則**第 6 条第 2 項第 8 号**へ（容器による貯蔵の基準である一般則第 18 条第 2 号口において準用）の「粗暴な取扱い」には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じずに腐食が進行しやすい環境に長時間放置する行為（水に浸けたまま長時間放置する等の行為）も含まれること、との事務連絡が過去に発せられています。

また多くの都道府県では、高圧ガス容器を適切に取り扱うための管理指針等を発行しています。例えば、消費者及び事業者に対して

- ・高圧ガス容器の管理台帳、または受け入れ及び引き渡し台帳を備え、容器の管理を行う。
- ・使用済み容器は速やかに返却／回収する。
- ・高圧ガス容器は、原則として 6 ヶ月（1 年）以上継続して同一の消費事業所に留置しない。
- ・1 年間に 1 回（2 回）以上消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を確認する。
- ・従業員に対して、1 年間に 1 回以上高圧ガス保安に関する教育を行う。

といった内容が定められています。

容器の適切な管理

長期停滞容器は放置容器として適切な管理が行われず、事故発生の原因となります。以下の事項に改めて留意いただきますようお願いします。

- ・容器の適切な管理を行い、長期停滞容器については消費事業者の使用状況を確認する。
- ・容器の使用後は速やかに返却する（返却を依頼する）。
- ・各地域にて発行されている容器管理指針の内容を周知・実行する。

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

JIMGA